

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モンゴルの	モンゴル国政府に対する贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な向政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000 千円 -----	2020.6.17 ウランバートルで (同日)	日本側 小林弘之在モンゴ ル大使 モンゴル側 ダムディン・ ツォグトバートル外務大 臣	2020.7.1 266号
モンゴルの	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とモンゴル国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	249,000 千円 2028.12.31 まで	2020.6.17 ウランバートルで (同日)	日本側 小林弘之在モンゴ ル大使 モンゴル側 ダムディン・ ツォグトバートル外務大 臣	2020.7.1 267号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。